

京都市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成23年4月28日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 5 号

京都市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

京都市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例（平成23年3月23日京都市条例第71号）の施行期日は、平成23年5月6日とする。

（保健福祉局生活福祉部地域福祉課）